

# アメリカにおける中等教育と高等教育の Articulationに関する研究

— N E A 「ハイ・スクールと大学のArticulation  
に関する委員会」の報告書（1911年）を中心に —

筑波大学研究生 清 水 一 彦

はじめに

- I 「9人委員会」の設立とその性格
- II 国民的中等教育としてのハイ・スクール観
- III ハイ・スクールのWell-planned Courseの定義
- IV 大学入学の基本的原理と報告書の意義
- (1) 大学入学要件の改善の必要性
- (2) 「国民的要求」からのArticulationの確立

おわりに

はじめに

本稿は、アメリカの中等教育改造運動期における教育制度の発達過程を、とくに大学入学要件に関わるarticulationの観点から分析し、その中等・高等間articulationの成立過程と成立要因を明らかにするとともに、アメリカ公教育制度発達の構造的、内容的特質を解明しようとする大きな研究の一環をなす。

ところで、アメリカにおける中等・高等間articulationの確立は、一般に、19世紀末に始まる中等教育改造運動の中で、ハイ・スクールがその礎石を形成し大衆中等教育機関としてその「独占的地位確保」の基礎を築くに至って、それを前提条件として問題提起されたと考えることができる。そして、その確立は、異なる教育段階に共通して理解され、共通に要求される目的を効果的に達成するための両段階間の調整を重要な課題とするものであった。

この中等・高等間articulationの確立は、およそ次の二つの施策を通して行われてきたと言える。一つは、N E A（全米教育協会）を中心とする一連の中等教育政策であり、他の一つは、各大学による大学入学要件の自由化(liberalization)方策である。<sup>(1)</sup> いずれの場合も、articulationの問題を解決する上の基本的焦点は、大学入学要件の量と柔軟性に当てられたのである。

本稿では、このうち中等教育改造運動を全国的視野に立って推進したN E Aに焦点を当て、その中等・高等間articulation確立のための方策を中心に考察し、もってアメリカの国民的教育制度成立の特質の一端を明らかにしようとする。その際、とりわけこれまでの先行研究では殆

んど触れられなかった「ハイ・スクールと大学のArticulationに関する委員会」(Committee on the Articulation of High School and College, 以下、別称「9人委員会」)を取り上げ、考察の対象とする。それは、この委員会がNEAの委員会としてはじめて、ハイ・スクールを国民的中等教育機関として位置づけ、さらに「国民的要求」の立場に立った中等・高等間articulation 確立の理念型を最初に築き上げたと考えられるからである。

以下、その報告書にあらわれた委員会のハイ・スクール観及び大学入学の基本的原理を中心に分析・考察しながら、主題に迫る。

## I 「9人委員会」の設立とその性格

NEAの中等教育部門(Secondary Department of NEA)は、1910年7月、ボストンでの会合において、次のような決議を採択した。

「大学に対して、二外国語の入学要件を廃止し、またハイ・スクールで教えられるすべての教科を選択にすることを要求する<sup>(2)</sup>。」

同会合では、従来の入学要件は生徒の興味・関心に応えようとする公立ハイ・スクールのいかなる努力をも大きく妨げるものであることが指摘された。そして、上記の変更は必ずしも大学入学要件に関わる問題を完全に解決するものではないとしながらも、それはその解決への必須の第一段階であると強調されたのである。

こうした決議を受けて、同年NEAの中等教育部門の下に、「9人委員会」が組織されることになった。この委員会は、先の決議の精神に則って、ハイ・スクールのすべての教育内容と、そのために必要とされる具体的な大学入学要件の変更についての報告書を準備するために設立されたのである。同委員会は、マサチューセッツ州からカリフォルニア州に及び9州から各1名ずつの9名から構成されていた。内訳は、大学教授2名、州教育長代理1名、市教育長1名、それにハイ・スクールの校長4名、及び教師1名である。議長は、後の「中等教育改造委員会」(Commission on the Reorganization of Secondary Education)の議長をも務めたキングスレー(C. D. Kingsley)である。

委員会の性格は、その構成メンバーに最もよくあらわれている。まず、中等学校関係者が半数以上を占めており、基本的にはハイ・スクールの立場からarticulationの問題に取り組んだといえる。また、アメリカの東西の州の代表者を含んでいた点も特徴的である。周知のように、当時の東西では、いわゆる「大学準備」(preparation for college)の概念は大きく異なるものであった。すなわち、具体的には、東部の伝統的な有名私立大学による選抜試験制度に対し、西部では州立大学を中心とする資格認定制度が一般的になっていたのである。しかしながら、委員会は、こうした状況にあってもその概念の基本的原理はあらゆる地域において等しく適用されるものであると確信しながら、さらに「大学学生集団のよりいっそうの国民的共同体(national constituency)を生み出す<sup>(3)</sup>」ために、東西の大学入学要件のある程度の統一を勧めようと

したのである。<sup>(4)</sup>

「9人委員会」は、その目的を達成するために、次の三点についてそれぞれ具体的に検討することになった。(1)ハイ・スクール教育の範囲と機能に関する予備的考察、(2)ハイ・スクールの well-planned course の実用的定義、(3)大学入学の基礎としてのこの定義採用の理由。そして、その結果は報告書としてまとめられ、翌年の7月サンフランシスコで開かれたN E Aの中等教育部門の会合に提出され、採択されたのである。

## Ⅱ 国民的中等教育としてのハイ・スクール観

報告書は、まずハイ・スクール教育の範囲と機能に関連して、以下の五点について論及している。

第一は、ハイ・スクールにおけるカリキュラムの豊富化とそれに対する大学の適合の問題である。これについては、当時、カーネギー財団長であったプリチェット(Dr. Henry S. Pritchett)の年報での主張を全面的に受け容れている。すなわち、彼は「アメリカの教育は、小学校から大学に至るまで、同じ時期に、同じ生徒・学生に対して、余りにも多くの科目を教える努力に苦しんでいる<sup>(5)</sup>」ことを明らかにしながら、「より新しい科目を履修する生徒は、旧来のすべての科目を遂行する必要はない<sup>(6)</sup>」と主張したのである。と同時に、彼はまた、「ハイ・スクールにおけるカリキュラムの豊富化を否定する議論はなく、反対にカリキュラムの拡大が図られなければならない、しかもそれに合わせる事が大学の義務である<sup>(7)</sup>」ことをとくに強調したのである。

このカリキュラムの豊富化は、言うまでもなく、伝統的な古典中心のカリキュラムから近代的カリキュラムへという近代化の要求とともに、より多くの実用的な職業関係教科を採り入れるべきであるという要求を意味するものであった。また、豊富なカリキュラムをもったハイ・スクールに、大学自身そのカリキュラムを調整することによって適合すべきであるとの指摘は、ハイ・スクールと大学の教育内容面における連続性の確保の上で注目しなければならない点である。

第二は、ハイ・スクールの目的に関するものである。公立ハイ・スクールを、「聡明で健全な進歩的市民を社会に送り出すために、十分に計画された教育をすべての生徒に施す<sup>(8)</sup>」学校ととらえ、N E Aの委員会として初めて、ハイ・スクールにおける社会と学校との結びつきを明確にしたのである。そして、この観点に立ってさらに、「大学進学の意志にかかわらず、すべての生徒の課程に特定の学習が含まれるべきである<sup>(9)</sup>」として、大学に左右されないハイ・スクール教育の固有性を強調したのである。これは、すでにこの時期には、中等教育の大衆化の兆しが見え、高等教育へ進学する生徒も増加しつつあったが、むしろすべての生徒が大学に進学するわけではないという委員会の現実認識が強く反映されたものであったと考えられる。

第三は、ハイ・スクール教育の多様性とキャリア選択に関するものである。四年間のハイ・スクールは、「生徒の様々な能力(power)を徹底的に試す試験の時期であると同時に、人生の

目標を形成する時期でもある<sup>(10)</sup>」として、それゆえ、この期間には、広範囲の多様な学習において生徒の能力を試す機会が与えられなければならないとする。そして、多様な学習機会の中で、生徒は、決して他から強制されることなく自主的に、自らの学習過程において、将来のキャリア選択を決定すべきであると指摘する。

報告書は、こうしたハイ・スクール教育の多様性とキャリア選択の機会を、「民主的社会においてハイ・スクールが有するこれまでにない新しい機能である<sup>(11)</sup>」と位置づけるのである。それはまた、大学入学要件の教科による一部の進学生徒に対する教育の重視、優先化の傾向に端的にあらわれていたように、高等教育の影響を強く受け、その要求に応える形で発達してきた従来のハイ・スクール教育を厳しく批判するものでもあった。そして、報告書は、大学入学要件のいかなる教科もすべての生徒に共通して適切に教えられるべきであり、そうでないならば、それらの教科は即刻廃止されるべきであることを主張するのである。

第四は、個々の生徒の能力に対するハイ・スクール教育の責任性の問題である。「我々の工業社会においては、共通した文化の諸要素の発達と同様に、個人の能力や特別な才能の発達も全く重要である<sup>(12)</sup>」として、「個人の能力の完成」を強調する。しかも、「勤勉さ(hard work)」は、好みや関心の画一性によってではなく、個人に対する広範囲の特別な努力を奨励することによって獲得されるべきである<sup>(13)</sup>」と指摘するように、それは広範囲にわたる多種多様な能力の完成をめざそうとするものである。これは、先の社会的観点に加えて、個の観点からの教育目的の設定である。

一般に、この時期には、アメリカ社会・産業上の構造変革の下で、伝統的な個の観点に代わって、社会的観点から教育を規定しようとする風潮が強くなっていた<sup>(14)</sup>。こうした動向の中で、改めて個の観点を打ち出したのは注目されるが、しかし、それは伝統的な個の観点とは異なり、ハイ・スクールの大衆化を前提とした考え方である。また、社会的観点を否定するものでもなく、そこには、むしろ両者の観点を含みながらハイ・スクール教育の目的を設定しようとする意図がはっきりとうかがえるのである。したがって、報告書は、学問課程と職業課程の分離や英才教育の重視を強調している訳ではない<sup>(15)</sup>。むしろ、「組織的な教育の概念は、……学問と職業との調和を要求する<sup>(16)</sup>」と指摘するように、学問が職業に優先すべきであるという伝統的な考え方に代わって、新たに学問の社会的意義の重要性を、とくに職業との調和の中で追求しようとしているのである。そして、個々の生徒に対する、いわば総合制教育の早期導入の有益性を主張するのである<sup>(17)</sup>。

第五は、上記のことと関連して、ハイ・スクールにおける職業教育の重視である。報告書は、伝統的な「大学準備」の理念の下で、多くのハイ・スクールでは、排他的な机上のカリキュラムを重視するという誤まった文化の考え方がとられていると批判する。そして、それは大多数の少年少女の要求を無視するものであり、とくに女子生徒の現実の要求や将来の責務に鑑みた場合、全く一致していないと判断するのである。報告書は、こうした背景の下で、ハイ・スクールは地

方の教育機関であり、そのカリキュラムはそれを支える地域社会の重要な産業を反映するものであるととらえ、この観点から、ハイ・スクールは産業上、地域社会が組織される範囲で、より効率的なサービスを提供する高い責任を有するものであることを生徒に知覚させるべきであると主張する。そして、そのためのとくに工芸、農業、商業、家政学等の職業関係教科の発達と、これらの教科の他教科との等価値性を強調するのである。

以上の報告書の内容についての考察から、「9人委員会」のハイ・スクール観は、端的に言えば、教育目的を社会的及び個の両者の観点からとらえ、国民的教育制度の一部として、その教育が固有な機能と独自の責任性を有するものであるという点に求められるのである。

### Ⅲ ハイ・スクールの Well-planned Course の定義

次に、報告書は、前述のハイ・スクールの目的・機能を保証するための具体的要件として、以下のようなハイ・スクールの新しい well-planned course を定義し、勧告している。

#### 1. 全体の量的要件は15単位とする。

すでにこの時期には、単位制が発達しており、殆んどの大学は入学の量的要件としてこの単位制を導入し、多くは15単位となっていたが、なお一部では16単位以上のところもあった。これについて、報告書は、「量は質に従属すべきであり、過労は学校の環境から排除されるべきである<sup>(18)</sup>」と量的な無駄を指摘しながら、とくに時間経済の観点から、生徒の能力の多様性を考慮に入れた能率化、合理化を図るために15単位を勧告したのである<sup>(19)</sup>。すなわち、特別に優れた能力をもつ生徒は、年間5単位ずつの三年間でハイ・スクールを卒業することができ、一方、能力の劣る生徒については、年間3単位ずつの五年間のハイ・スクール課程を履修させ、無理なく卒業できるようにしたのである。時間経済の要求といっても、そこでは、すべての生徒がハイ・スクール課程を満足に修了することを第一義的にしている点に注目しなければならないであろう。

#### 2. すべてのハイ・スクール課程は、少なくとも英語3単位、社会科学（歴史を含む）1単位、自然科学1単位を含むものとする。

英語は、すべてのハイ・スクール及び大学において、あらゆる生徒に必須のものであるという共通認識ができていることから必修教科とされた。また、社会科学や自然科学については、それぞれの基礎的部分、基本的原理の学習の必要性から設けられ、とくに自然科学は、ハイ・スクールの第一学年あるいは第二学年に入門課程として設置されるべきであるとした。しかし、具体的にどの科目を入門課程とするかは、個々の生徒のニーズに基づいて決定されると主張する。なお、報告書は、必修教科として、上記の教科以外に「体育」を挙げているが、これは15単位に含まれないとしている。

#### 3. すべてのハイ・スクール課程は、3単位の専攻科目(major)を二つと、2単位の副専攻科目(minor)を一つ修了するものとする<sup>(20)</sup>。専攻科目の一つは、英語でなければならない。これは、生徒の大学進学の有無にかかわらず、ハイ・スクールではある一定量の進歩的な内容

をもった学習が望ましいという観点から考えられた。それはまた、ハイ・スクールと大学のカリキュラムの連続性を確保しようとするものでもあった。さらに注目されるのは、英語以外の各教科に大幅な選択制を導入している点である。

4. 数学及び外国語の要件は、それぞれ2単位を超えてはならない。

これは、生徒の進路に応じた科目履修及び多様な大学の入学要件を考慮したものである。すなわち、とくに大学の技術系課程への入学希望者は数学を、一方文科系課程への入学希望者は外国語を、それぞれ入学要件とすることを勧めている。いずれも2単位を超えてはならない点については、進学しない他の生徒を含めたハイ・スクール全体の負担を軽減するとともに、ハイ・スクールの大学準備機能への傾斜を避けるという意味をもつものであったと考えられる。

ところで、報告書は、その「補足報告」の中で、この数学及び外国語の要件に関わる代替プランとして、次のように提案している。

4(a). 2単位の数学あるいは外国語に代わって、社会科学（歴史を含む）及び自然科学をそれぞれ2単位にすることが認められるべきである。

数学及び外国語の要件は、両者とも知育に欠くことができないという一般的信念に基づくものであった。しかし、報告書は、「我々の最も偉大な人々の多くは、どちらか一方において劣っていた<sup>(21)</sup>」という事実を指摘し、また当時のハイ・スクールや大学では、とくに女子は数学に、男子は外国語の学習に著しい困難がみられるという現実の状況をも考慮しながら、数学や外国語を重視する伝統的信念にとらわれず、他の教科の重要性を認識すべきであると主張するのである。また、一般的に、大学入学要件において東部では外国語を、西部では数学を重視する傾向にあったが、「生まれつきの能力は地理的な量ではない<sup>(22)</sup>」として、その地域的統一と同時に、それぞれの大学の教育にふさわしい要件をとることを付け加えている。

5. 全15単位のうち、少なくとも11単位は英語、外国語、数学、社会科学（歴史を含む）及び自然科学から構成されるものとする。他の4単位は、さらに学問的学習を加えたり工芸、家政学、商業及び生徒の興味・関心に基づく他の学習に使用されなければならない。

ここでは、とくに自由科目として4単位の余地が認められ、しかも一定の教科・科目からの選択が規定されている訳でも

なく、それぞれのハイ・スクールの自由裁量にすべて任せられている点が注目される。報告書は、これについては「中等教育の飛躍的發展につながるものである<sup>(23)</sup>」と強調するのである。この4単位の自由科目は、

表1

	(A)	(B)	(C)
英語（第一専攻科目）……	3	3	3
外国語 ……………	2	2	0
数 学 ……………	2	0	2
社 会 科 学 ……………	1	2	2
自 然 科 学 ……………	1	2	2
第二専攻科目に付加	1ないし2	1	1
合 計	10ないし11	10	10

個々の生徒のニーズを満たすために学問的教科でも、あるいは職業関係教科でも可とされていたが、報告書では、地域社会の特別のニーズを満たすものとして、より後者の方をハイ・スクールに期待していたと考えられる。

以上のようなハイ・スクールのwell-planned courseのうち、大学入学要件として、選択科目以外の必修教科(prescribed subjects)の単位量については、三通りの方法が可能となる(表1)。いずれにせよ、このwell-planned courseは、個々の生徒あるいは学校を支える地域社会のニーズを満たすものであると同時に、より大きな教育過程の統合部分としての意味をもつものであった。そして、その基本的な焦点は、少なくとも2～3の教科分野における連続的なしかも進歩的な学習を供給し、またハイ・スクール教育に十分な自由を残しその柔軟性を認めようとした点にあったのである<sup>(24)</sup>。

#### Ⅳ 大学入学の基本的原理と報告書の意義

##### (1) 大学入学要件の改善の必要性

報告書は、ハイ・スクールのwell-planned courseを定義した後、いかなる大学もそのハイ・スクールの課程を修了した生徒を入学させるべきであるとして、修得単位の量を前提とした大学入学基準を明確にした。そして、この基本的原則を擁護して、さらに大学入学及びその要件に関して、以下の五つの側面から論及している。

第一は、生徒の進学決定に関することである。報告書は、現実のハイ・スクールのカリキュラムと大学の入学要件との「ずれ」が、生徒のニーズに基づいた課程をとったために大学へ行くことができなかつたり、反対に大学へ進学するためにハイ・スクールで必要とされる課程をとらなかつたりする生徒を多く生み出していると、その弊害を指摘する。そして、前年のボストン校長協会が報告書の中で「ハイ・スクールの課程の多くは、生徒がそれらを大学入学の目的に適用する限り、彼にとっては全く無益である<sup>(25)</sup>」と指摘した点を容認しながら、生徒がハイ・スクールの早期に大学進学か否かを決定すべきではないと主張する。それは、大学進学か否かの早期決定が、何よりも能力のある生徒に継続教育の願望を鼓舞するというハイ・スクールの主要な機能の一つを無視することになるからであるとしている。

また、注目されるのは、ここで初めてオープンディアの原理を打ち出したことである。報告書は、階級社会とは対照的な民主的社會における主要な原理としてのオープンディアを、「人類の天賦の才を保持する偉大な考え方的一部分である<sup>(26)</sup>」と意義づける。そして、大学もまさにそのオープンディアの一つでなければならず、そこでは、個人の価値が尊ばれると同時に、すべての者の価値は大学に対しても社会に対しても同等であることを強調するのである。

第二は、生徒の負担についてである。現行の大学入学要件の下では、ハイ・スクールの大学進学準備と生活準備の両機能は十分なものではなく、むしろ生徒にとって余りにも過重負担になっ

ていると批判する。とくに、伝統的な教科だけの大学入学要件は、他の職業関係教科を軽視する結果をもたらすばかりか、生徒がこれらの教科に対して時間とエネルギーを費やすことさえ不可能にしていると指摘する。

第三は、現行の大学入学要件それ自体の限界性についてである。すなわち、現行の大学入学要件に忠実に従ったとしても、最良の「大学準備」は得られないとしている。ここでは、フレックスナー (Abraham Flexner) の有名な著書「アメリカの大学」の中で述べられている「大学がうぬぼれ強く依存している生徒の自己実現は、もっと初期の段階で導かれるものである。……実際問題として、少年の自由な探究は、大学よりもハイ・スクール段階の方がはるかに好ましい<sup>(27)</sup>」という指摘を引き合いに出しながら、大学によって規定される現実の狭く限られた進学準備課程は、ハイ・スクールに必要とされる諸経験を提供していないと厳しく批判するのである。

第四は、異なった大学の多様な入学要件の問題である。多種多様にみられる大学入学要件は、ハイ・スクールのエネルギーを消散させるものであるとする。それはまた、ハイ・スクール本来の機能をもゆがめ、今や「大学便覧」の研究にさえそのエネルギーを消費させてしまい、個々の生徒の教育要求を満たすべくエネルギーを少なくしていると指摘する。

第五は、ハイ・スクールの発展に関することである。すでにハイ・スクールの就学者数は過去二十年間に四倍にも膨れ上がり、その急激な発展は驚くべきものであると指摘しながら、報告書は、ハイ・スクールを「今日の我々の最も大きな教育問題が解決されるべき活動の場所<sup>(28)</sup>」ととらえ、アメリカ社会においてもハイ・スクールが重要な位置を占める教育機関となりつつあることを明示したのである。そして、このハイ・スクールの発展は、大学がハイ・スクールの真の機能を認めるか否かにかかっていると断言するのである。

以上のように、報告書では、一貫して伝統的な大学入学要件を厳しく批判し、またそれがもたらす弊害を指摘しながら、先のハイ・スクールの well-planned course とその修了に基づく新しい大学入学要件の採用の必要性を強く主張しているのである。

## (2) 「国民的要求」からの Articulation の確立

これまでの考察から抽出できる報告書の意義は、次のようにまとめられる。すなわち、ハイ・スクール教育の大衆的、国民的性格をとくに考慮しながら、すべての生徒あるいは地域社会のニーズに応えるために、新しく well-planned course と呼ばれるハイ・スクールの実用的プログラムを確立するとともに、それまでの厳格な大学入学要件を柔らげ、その柔軟化、自由化を図ったことである。そして、これによって、この委員会の名称に示されるように、その最も重要な課題であったハイ・スクールと大学の articulation を確立しようとしたのである。

ところで、こうした報告書の意義は、それまでの N E A の委員会の報告書と比較・検討してみる時、よりいっそう明確になる。とりわけ、中等・高等間 articulation の成立という観点からみた場合、この「9人委員会」の報告書は、N E A によって最初に組織された「10人委員会」



(Committee of Ten on Secondary School Studies) やそれを受け継いだ「大学入学資格委員会」(Committee on College Entrance Requirement)とは対照的な位置と役割をもつものであった。すなわち、それまでの委員会の報告書は、「高等教育の反動的勢力の完全な勝利<sup>(29)</sup>」とさえ位置づけられるように、そこでは発展しつつあるハイ・スクールの総合的、実用的性格が認識されなかったのである。確かに、その中等教育標準化政策はハイ・スクールの形成に重要な意味をもつものであり、それはまた、ハイ・スクールと大学の一般的な articulation の基礎を確立する上で重要な役割をもっていた<sup>(30)</sup>。しかし、実際には、それはあくまでも大学進学者を中心としたものであり、おのずから限界性を有するものでもあった。

これに対し、「9人委員会」の報告書は、すでに見てきたように、アメリカの民主的社会における中等教育の重要性を認識した上で、ハイ・スクールの普遍的性格や目的を明確にし、その教育の固有な機能を位置づけながら大学との articulation の確立を図ろうとしたのである。それは、ハイ・スクールを国民的中等教育機関ととらえ、個々の生徒の多様な要求を満たす well-planned course の修了をもって大学入学要件の基本的原則としたことに明らかなように、中等・高等間の境界線を明確にすると同時に、「より大きな教育過程の統合部分」として両者の有機的関連性を確保しようとするものであった。ここに、高等教育からの要求の性格が強かったこれまでのものとは異なる、いわば「国民的要求」の立場に立った articulation の確立の理念型をみることができるのである。

こうした articulation の確立の上で最も注目すべき点の一つは、この報告書が初めて、具体的計画として、大学準備機能はハイ・スクールがもつ責任の一側面にすぎないことを明らかにしたことである。そこでは、伝統的な「ハイ・スクール＝大学準備」の考え方が改められ、大学準備と完成教育というハイ・スクールの基本的両機能が明示されるとともに、「大学準備＝外国語・数学・科学・歴史の教科のみ重視」という従来狭い考え方も拡大され、実際に選択制が大幅に導入されたり、職業関係教科も含まれるようになった。そして、この「大学準備」そのものの概念も、単に大学へ進学するための準備だけではなく、広い意味の「生活準備」(preparation for life)であるととらえられるようになったのである。

次に、articulation の確立を単にハイ・スクールの立場だけから考えようとしたのではなかった点も注目される。報告書は、ハイ・スクールと大学は両者に共通した目的をもち、共通した問題を有するものであるという観点から、その確立を図ろうとしたのである。すなわち、ハイ・スクールも大学も、「その教育の拡充によって生活水準の向上を図るために」存在し、「すべての若者が追求する価値のある学習課程を工夫する」共通の問題をもっている<sup>(31)</sup>。そして、このように教育を広くとらえながら、大学をオープンドアの一つと位置づけ、その入学要件の柔軟性と統一性を確保しようとしたのである。ハイ・スクールの well-planned course は、まさに、こうした共通の問題を解決し、共通の目的を達成するための重要な具体的計画の一つであったと考えられる。

最後に、articulation の確立において「情報の交換」の重要性が指摘されている点を見逃すことはならない。これは、委員の一人でもあったジャド(Charles H. Judd)教授の特別な声明として付け加えられているものであるが、彼はその中で、生徒の大学入学後の学習及び成績についての情報も大学からハイ・スクールに提供され、常に両機関での比較研究によって得られる生徒に関する情報の交換により、そのarticulation が確保されると指摘している。こうした指摘は、articulation を単に大学入学の問題だけでなく、生徒の入学後における大学生活への適応の問題まで含めて考えようとしている点で、大いに注目されるのである。

## おわりに

以上、本稿での考察を通じて、「9人委員会」が中等教育改造運動を契機として問題提起された大学入学要件に関わる中等・高等間articulation の確立の理論的基礎を築いたことを明らかにしてきた。この委員会の重要性、画期性は、とくに、伝統的な高等教育による中等教育の支配の考え方をはっきりと否定し、中等教育の目的・機能を明確にしながらか大学入学要件の具体的計画を明示したことや、さらにarticulation の問題を考える視点として、個々の生徒の多様な要求に応えることを設定した点に、顕著にあらわれていた。そして、そこでは中等教育の「生活準備」化、大学入学要件の柔軟化、学習者の権利の拡大を含むarticulation の民主化がめざされていたのである。したがって、「9人委員会」は、NEAの委員会として、中等・高等間articulation の問題を教育的観点から総合的に検討し、しかも具体的計画を提案した最初の画期的な委員会であったと位置づけることができるのである。

こうして、ハイ・スクールは、その概念の変革により、それまでの「下構型学校系統」から「上構型学校系統」へと明確に位置づけられ、その後の発展方向が明示されることになった。と同時に、ここにおいて、中等教育の修了を大学入学要件の基本的原則とするアメリカの国民的教育制度成立の基盤が確立されたのである。

「9人委員会」の報告書及び勧告内容は、大学や他の教育機関あるいは州教育委員会によって広く承認されることになった<sup>(32)</sup>。また、さらに意義深いことは、それが後の「中等教育改造委員会」を成立させる直接的契機となったことである。これに関しては、『中等教育改造委員会』は、『9人委員会』の報告書の必然的結果であった<sup>(33)</sup>とさえ言われたのである。それゆえ、この報告書が「中等教育改造委員会」の1918年の報告書「中等教育の根本原理」(Cardinal Principles of Secondary Education)に多大な影響を与えたことは言うまでもない。その中では、「9人委員会」では触れられなかった中等教育の制度構造の改革や、職業関係教科を含めた各カリキュラムの具体的な検討が行われることになった。そして、中等教育改造運動期におけるarticulation の問題も、それによって集大成されていくのである。これについては、さらに実際の大学の改革における「9人委員会」の報告書の影響などの問題とともに、筆者の今後の考察

課題としたい。

< 註 >

- (1) 拙稿「アメリカにおけるHigh SchoolとCollegeのArticulation成立に関する一考察 — Harvard Collegeの入試制度改革(1911年) — 」(『教育行財政・教育制度研究報告書』筑波大学大学院教育学研究科 昭56)は、後者の一事例を取り上げ、若干の考察を行っている。
- (2) NEA, Articulation of High School and College — Report adopted by the Secondary Department of the NEA (College Entrance Requirements, Bulletin of U. S. Bureau of Education, №7, 1913) P. 97
- (3) Clarence D. Kingsley, Plan for College Admission Proposed by the Secondary Department of the NEA, Education, 32, Janu. 1912, P. 281
- (4) しかしながら、「9人委員会」は、試験制度か資格認定制度かについては議論しなかった。
- (5) NEA, Articulation of High School and College …… , Op. Cit., P. 97
- (6) Ibid., P. 97
- (7) Ibid., P. 97
- (8) Ibid., P. 97
- (9) Ibid., P. 97
- (10) Ibid., P. 98
- (11) Ibid., P. 98
- (12) Ibid., P. 98
- (13) Ibid., P. 98
- (14) 社会的観点から教育を規定しようという動向は、アメリカにおいては1880年代から1890年代にかけて徐々に生起し、20世紀に入って次第に強力なものとして成長してきたと言われる。田代直人「中等教育改造委員会報告書にあらわれた“Social Efficiency”の原理 — ハイ・スクールの形成に関する研究」(広島大学教育学部紀要 25 1976年) P. 87
- (15) 英才教育については、すでに、1899年の「大学入学資格委員会」の報告書の中で強調されていたが、「9人委員会」の報告書における基本的立場は、それとは全く異なるものであった。
- (16) NEA, Articulation of High School and College …… , Op. Cit., P. 98
- (17) この主張は、さらに後の「中等教育改造委員会」によって具体的に展開され、ハイ・スクールの総合制の理念型が築き上げられていくのである。
- (18) NEA, Articulation of High School and College …… , Op. Cit., P. 99
- (19) この時間経済の観点は、1905年に任命された「教育における時間経済に関する委員会」(Committee on Economy of Time in Education)によって打ち出されたもの

であるが、この「9人委員会」も、そこで強調された教育の能率化、合理化の考え方を継承している。

(20) 報告書は、次のような専攻科目が認められることを勧告している。

3単位の英語(すべての者に必須)

3単位の一外国語(ラテン語、ドイツ語、フランス語、スペイン語)

3単位の数学(初等代数、平面幾何学、平面三角法、立体幾何学、中等代数、高等代数から選択)

3単位の社会科学(歴史、公民、経済、市政学、工業・商業史から選択)

3単位の自然科学(入門科学、物理学、化学、天文学、農学、自然地理学、基礎生物、応用生理学、植物学、動物学から選択)

(21) NEA, *Articulation of High school and College* …… , Op. Cit., P. 103

(22) *Ibid.*, P. 103 なお、4(a)を受けて、報告書はさらに、少なくとも大規模な大学においては、生徒の教育の連続性の障害となっている数学あるいは外国語の要件に代わる特別な計画を立てるべきであると勧告している。

(23) *Ibid.*, P. 100

(24) A. Inglis, *Principles of Secondary Education*, Houghton Mifflin Company, 1918, P. 323

(25) NEA, *Articulation of High School and College* …… , Op. Cit., P. 101

(26) *Ibid.*, PP. 101-102

(27) *Ibid.*, P. 102

(28) *Ibid.*, P. 102

(29) Julius Menacker, *From School to College ; Articulation and Transfer*, American Council on Education, 1975, P. 15

(30) なお、NEAの一連の委員会及びその報告書で取り上げられたハイ・スクールと大学のarticulation については、真野宮雄「アメリカにおける中等教育改造運動」(梅根悟監修『世界教育史体系25 中等教育史Ⅱ』講談社 昭51)の中で検討されているので、参照されたい。

(31) Clarence D. Kingsley, Op. Cit., P. 278 これは、キングスレーの指摘であるが、同時にそれは「9人委員会」を代表するものでもあったと考えられる。

(32) 中でも、報告書の勧告内容と極めて類似し、大学入学要件を変更したのものとして最も注目される改革事例は、1911年の「シカゴ大学プラン」である。

(33) *Bulletin of U. S. Bureau of Education, The Reorganization of Secondary Education*, №40-49, 1913, P. 7